

2024(令和6)年度事業計画

1. はじめに

当財団は、平成27年4月1日に公益財団としての認定を受け、同月より以下の目的に基づき活動を開始しています。

【目的】

当財団は、東南・東アジア並びに我が国において広く育英事業を行い、当該地域の平和と繁栄並びに文化の向上に寄与する国内外の人材を育成することを目的とします。

2. 国内学生向け育英事業

① 国内の大学に在籍する邦人学生に対し奨学金を支給します。

→昨年度の12名に続き、本年度は新たに10名前後を選抜。

今年から支給額を増額し月額5万円を支給してまいります。

② 海外留学を志す邦人学生に対する支援として、文部科学省が企画推進する「トビタテ！留学 JAPAN 日本代表プログラム」に協賛します。

→日本学生支援機構に対し、約1～2百万円の寄附を実施。

3. 来日外国人向け育英事業（日本国籍を有している者は対象外）

① 紛争や迫害などから避難するため来日した学生(及び来日した保護者の子供である学生)に対する支援を実施してまいります。

☆神戸学院大学大学院生(ウクライナ人学生) 1名

☆聖心女子大学生・大学院生 4名

～UNHCR 難民高等教育プログラム(RHEP)のパートナー大学 15校
(別紙)に当財団より難民支援の打診を行った中で同大学から協働の
オファーあったもの

～2024年4月より開始

☆京都光華女子大学からもオファーあり、2025年4月より開始予定

☆経済基盤が著しく脆弱との前提に立ち、月額7万円を支給します。

(RHEP 事務局は、UNHCR 駐日事務所と国連 UNHCR 協会によって構成)

② RHEP パートナー大学で修学中の学生で、標準修学期限で卒業できない学生の中から RHEP 事務局が推薦する 2 名に対し、標準修学期限からの 1 年間を対象に最長 1 年間の奨学金支援を実施します。

～難民支援の人道的な側面を特に重視

経済基盤が著しく脆弱との前提に立ち、月額 7 万円を支給します。

但し、

1 年後(2025 年 1～3 月頃)に当該学生の進学・就職状況をチェックし、本事業の継続可否・支給額変更を検討します。

以 上